

第 1 3 2 回近畿市長会総会提出議案

第 1 都市行財政制度の改善について

- 1 地方創生 2.0 の実現等 P27
- 2 社会保障・税番号制度の確実な運用及び
マイナンバーカードの普及等への支援 P27
- 3 行政のデジタル化推進への支援及び
戸籍等に氏名の振り仮名を追加するための支援 P28
- 4 新 重要土地等調査法の運用 P29

第 2 保健医療・社会保険制度の改革等の推進について

- 5 医療保険制度の一本化及び国民健康保険
・後期高齢者医療制度の運営 P29
- 6 介護保険制度の運営 P30
- 7 がん検診及び健康づくりの充実 P32
- 8 出産・子育て支援医療等の充実 P32
- 9 医療提供体制の構築・充実・支援 P32

第 3 社会福祉・公的扶助制度等について

- 10 子ども・子育て支援施策及び児童養護施設等の充実 P34
- 11 学校施設整備等への支援 P35
- 12 学校給食費の無償化、食材高騰に対する財政措置 P35
- 13 教職員等の配置 P36
- 14 学校運営への I C T 環境の整備に対する財政支援 P37

15	中学校部活動の地域展開に係る制度設計及び財源措置	P38
16	高齢者福祉施策の充実	P38
17	障害保健福祉施策のあり方	P38
18	障害保健福祉施策の充実	P39
19	生活困窮者への支援等	P40
20	自殺防止対策及びその支援の強化	P41

第4 都市基盤の整備促進等について

21	広域幹線道路網及び都市基盤の整備促進	P42
22	通学路をはじめとする生活道路等の整備	P43
23	北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進 及び地方負担軽減のための支援	P43
24	公共交通の維持・利便性の向上	P43
25	下水道の整備促進等に対する財政支援	P44
26	浄化槽整備に係る助成率の嵩上げ 及び合併処理浄化槽更新に係る助成制度の復活	P45
27	水道施設の更新・再構築、耐震化等に対する財政支援	P45

第5 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

28	自然災害への対策等	P45
29	日本海側の防災拠点港としての港湾整備	P47
30	原子力防災対策	P47

31	太陽光発電施設の設置に係る法整備などの 再生可能エネルギーの適切な普及促進	P48
----	--	-----

第6 生活環境の整備促進、地域経済の振興等について

32	地球温暖化防止並びに環境保全対策	P49
33	消費者行政に対する恒久的な財政支援	P50
34	在留・在住する外国人に対する支援策の充実	P50
35	廃棄物処理対策	P50
36	鳥獣対策等に対する財政支援	P51
37	原油価格・物価高騰からの 経済の回復と新たな社会経済システムの構築	P52

第1 都市行財政制度について

1 地方創生2.0の実現等

(1) 「新しい地方経済・生活環境創生本部」について、地方の少子高齢化や人口減少に対応するための具体的な対応案を早期に作成し、地方創生交付金の活用にあたっては、地方が柔軟に活用できるような制度設計とすること。

(2) 地方の発意に根ざした地方分権改革を進め、一層の権限移譲を図るとともに、権限移譲にあたっては、地方の担うべき事務と責任に見合った地方税財政制度の再構築を図り、真の改革を強力に推進すること。

(3) 地方交付税について、地方創生に向けた取組や年々増大する社会保障経費などの財政需要を的確に地方財政計画に反映させるとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を継続し、地方交付税総額の安定的確保を図ること。

(4) 国が主導する施策については、その財源手当てを特別交付税によることなく確実に措置すること。

(5) 地域手当について、今回の見直しに伴い各自治体に新たな財政負担が生じないように、確実に必要十分な措置を講じること。

(6) 令和6年人事院勧告では約30年ぶりとなる高水準の給与引き上げ勧告となっており、人事委員会を置かない市町村は、基本的に、給料及び手当について国に準じたものとしているところ、今回、各種引上げ幅が大規模であるだけに、たとえ国による一般財源総額の増額が企図されたとしても、併せ求められる地方財政負担も極めて大きなものとなる。このため、このままでは、地方財政は極めて深刻な影響を受けざるを得ないことから、増加が見込まれる必要十分な額を過不足なく地方財政計画に確実に反映し、これによる一般財源の確保を図ること。

(7) いわゆる年収の壁の見直しについて、地方の担う行政サービスの提供に支障を来すことのないよう、地方交付税の原資の減収分も含め、国の責任において適切に補填し、地方一般財源を確保すること。また、基礎控除等の見直しは、社会保障制度等における給付水準にも影響が生じることから、見直しによる影響について、国民に丁寧に周知すること。

2 社会保障・税番号制度の確実な運用及びマイナンバーカードの普及等への支援

(1) 社会保障・税番号制度の確実な運用のため、必要な財政措置を講じること。

- (2) 効果的なマイナンバーカード普及策を実施すること。
- (3) マイナンバーカードの確実な普及に向け、引き続き安全性・利便性を含む制度全般についての広報・周知を行うとともに、普及と利活用の促進にかかる体制構築及び必要な財政措置を講じること。

特に、カードの更新等の事務の安全性を確保したうえで、来庁前提の手続きの見直しなど手続きの効率化を図ること。

- (4) マイナンバーカードと健康保険証の一体化における円滑な移行を図るための対策を講じること。

また、マイナ保険証と資格確認書が並行運用となる期間が長期化しないよう、マイナ保険証を普及させる取組を進めること。

3 行政のデジタル化推進への支援及び戸籍等に氏名の振り仮名を追加するための支援

- (1) 行政のデジタル化推進に向け、実施可能で具体的な取り組むべき推進内容について提示した上で、これらに取り組むために必要な財政措置を含めた適切な支援策を継続すること。
- (2) 今後の公金受取口座の利用を促進するため、住民が安心して利用できるシステム、制度設計を早急に整えること。
- (3) 先般、マイナンバーカードに係る諸手続きの問題が相次いだことを受け、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や、誤った情報紐づけの防止を担保する制度・システムの構築、技術的対策の検討等に引き続き取り組むこと。

- (4) 基幹業務システムの統一・標準化の取組に当たっては、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行するため、地方自治体の実情を十分良く把握し、情報提供を行い、移行に要する経費について、全額国費により必要額を確実に措置すること。

また、ガバメントクラウドの利用料等のシステム運用経費については、地方自治体の意見を丁寧に聴きながら、低廉化の取組や最適化への支援などを徹底するとともに、早期に移行する団体において負担増とならないよう、国において適切な財政措置を確実に講じること。

- (5) 公費負担医療制度や自治体が単独で設けた医療費等助成制度について、早期にマイナンバーカードを受給者証として利用できるよう、国が主体となって当

該医療費助成制度等のオンライン資格確認の推進を図ること。

- (6) 戸籍に氏名の振り仮名を追加するために必要となる関連システムの改修、経費及び本籍人への通知発送業務に要する経費（民間事業者への業務委託費用を含む。）については、追加等により全額財政措置を講じること。また、戸籍附票及び住民基本台帳に、市区町村長による氏名の振り仮名を記録するための業務に必要な財政支援（業務のための人的措置、関連システム改修等）を講じること。

4 新 重要土地等調査法の運用

重要土地等調査法について、国において目的及び内容について分かりやすく周知広報を行うとともに、運用にあたって、住民等の権利や自由を不当に侵害することのないよう、最大限配慮すること。

第2 保健医療・社会保険制度の改革等の推進について

5 医療保険制度の一本化及び国民健康保険・後期高齢者医療制度の運営

- (1) 医療保険制度の改革にあたっては、国民健康保険制度と他の医療保険制度との給付と負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国の責任において、すべての国民を対象とする制度への一本化を図ること。
- (2) 年々1人あたりの医療費が増加する一方、所得水準が低く被保険者の保険料の負担が大きいという構造的な課題を抱える国民健康保険に国による更なる公費投入を拡充すること。
- (3) 今後ますます進展していく少子高齢化や医療技術の進歩による医療費の増嵩に対応し、全ての国民が将来に不安を抱くことなく安心して医療の恩恵を享受できるよう、医療政策及び医療保険制度の将来像をしっかりと国民に示し、丁寧な説明を行うこと。
- (4) 制度改正に伴うシステムの改修等に係る経費について、保険者及び被保険者に負担が生じないよう実際の所要額に即した十分な財政措置を講じること。
- (5) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化への移行・導入については、必要額は国が全額措置すること。
- (6) 国保総合システムの更改及び運用に係る経費については、市町村や被保険者に追加的な負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるこ

と。

(7) 各種医療費助成制度等の市町村単独事業実施に伴う国庫支出金の減額措置について、高校生までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の廃止に留まらず、全ての市町村単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。

(8) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、子育て世帯の負担軽減を図るため、軽減割合及び対象年齢の拡充を行い、国の責任において必要な財政措置を行うこと。

(9) 国民健康保険の保険料について、低所得者への軽減措置に対するさらなる財政措置を講じるとともに、利用者負担の軽減策を抜本的に検討し、国費による恒久的な対策を構築すること。

また、産前産後保険料免除については、国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4 の公費負担となっているが、全額国の責任において財政措置を講じること。

(10) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を講じるとともに、低所得被保険者の負担増にならないよう、財政安定化基金を活用できる仕組みを継続し、引き続き国の責任において財政措置を講じること。

(11) 令和 4 年 1 0 月 1 日から後期高齢者医療の窓口負担割合が 2 割となった者の、窓口負担を抑える配慮措置について、施行後 3 年間で段階的な縮小措置を講じること。

(12) 後期高齢者医療制度の被保険者の特別徴収について、年齢到達月から開始されるよう見直すこと。

(13) 後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療標準システムに係るクラウド化に向けた運用に当たっては、ガバメントクラウドの対象として取扱うとともに、後期高齢者医療広域連合へ低廉化の取組や最適化への支援などを徹底するとともに、市町村の負担増とならないよう、国の責任において後期高齢者医療広域連合への支援など適切な財政措置を講じること。

(14) 子ども・子育て支援金制度について、国が主体となって、わかりやすく丁寧な周知、広報を行う等、保険者の事務負担が増大しないよう取り組むこと。

6 介護保険制度の運営

(1) 介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行う必要があるため、将来にわたって自治体の財政負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げるなど、必要な財政措置を講じるとともに、

介護保険制度の円滑な運営に必要な支援を図ること。

- (2) 低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じること。
- (3) 介護施設の整備や改修に対する財政措置を講じるとともに、介護現場においては、慢性的な職員不足が続いていることから、介護支援専門員を含む介護従事者のさらなる処遇改善と併せて抜本的な人材不足対策を講じること。
- (4) 地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業の普及に伴い、自治体の財政や事務の負担が増大しており、国の責任において負担軽減に向けた措置を講じること。
- (5) 地域支援事業の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。
- (6) 介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

併せて、保険料や利用者負担等に影響を及ぼす突発的な介護報酬改定を行わないこと。

さらに、令和6年4月の報酬改定において廃止となった「運動器機能向上加算」については、基本報酬に含まれる形とはなったが、介護予防通所リハビリテーションや第1号通所事業においては大幅な収入減となっている。次回の介護報酬の改定に当たっては、介護事業所の経営状況を踏まえ、事業所運営が持続可能なものとなるよう、国において適切な報酬を設定すること。

- (7) 制度改正に当たっては、自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (8) 保険者機能強化推進交付金、介護保険者努力支援交付金については、中長期的な視点で事業実施するための安定的な財源として見込めるよう、適切な措置を講じること。
- (9) 地域区分の変更により介護サービスの報酬等が低下する地方自治体については、福祉人材確保の取組に支障がでることがないように、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえ、現行の地域区分の水準を維持し、必要な財政措置を講じること。

7 がん検診及び健康づくりの充実

(1) がん検診の一層の充実を図り、国の指針に基づいた検診を実施するため、精度の高い検査体制の充実などに対する財政措置を講じること。

(2) 予防接種法に基づく定期予防接種の実施における市町村の費用負担の軽減について、国において検討すること。

(3) おたふくかぜワクチン・RSウイルス感染症ワクチンについて、定期接種化するとともに、定期接種の費用全般についての国の補助制度を創設すること。また、速やかな定期接種化が困難な場合は、国庫負担による任意接種に対する公費負担制度を創設すること。

(4) インフルエンザ予防接種の対象者の年齢拡大や費用負担の軽減について、国において検討すること。

(5) 予防接種事務のデジタル化に向け、国が責任をもって市民及び医療機関への説明を行うとともに、自治体及び医療機関におけるシステム改修等に対して技術的・財政的な支援を行うこと。

また、健康管理システムはじめ関連システム間でのデータ連携が適正に行えるよう制度設計を行うとともに、医療機関及び市民が使いやすいシステムを構築すること。

(6) 加齢性難聴者の補聴器購入に対する全国一律の公的補助制度を創設すること。

(7) 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の早期診断・早期治療のための検査体制の強化や、認知度向上に向けた取組等に対し十分な財政支援を講じること。

8 出産・子育て支援医療等の充実

(1) 乳幼児・子ども医療費及びひとり親家庭医療費について、国の制度として、高校生世代までを対象とした無料化を含む助成制度を創設すること。

(2) 不育症についての検査、治療の保険適用や補助制度について、国として十分な公的支援措置を整備すること。

(3) 産後ケア事業について、国における財政支援をさらに拡大すること。また、里帰り利用を含めた広域的な利用体制を整備すること。

9 医療提供体制の構築・充実・支援

(1) 医師確保が困難な地域に対し医師の働き方改革を着実に進めながら、医師を適正配置する仕組みを、国の責務として構築するとともに、地域の実情を十分に

考慮した実効ある医療提供体制の確保施策を緊急に展開すること。

- (2) 医師・看護師・薬剤師等の医療従事者の確保に係る財政支援及び労働・就業等の環境整備・改善を図るための支援策を講じること。

地域医療構想を進めるにあたり、病床削減や統廃合ありきではなく、また、かかりつけ医機能や在宅医療など地域包括ケアシステムを推進する際にも、地域の実情を踏まえた医療提供体制の確保を保証する仕組みを講ずること。併せて、かかりつけ医機能や在宅医療など地域包括ケアシステムの整備や地域医療提供体制の基盤となる施設整備に対して、支援策を拡充すること。

- (3) 持続可能な地域医療提供体制の確保に向け、公立病院に対する不採算地区病院、中核病院の機能維持、自治体が行っている公的病院への助成について、これを継続するとともに、現在の特別交付税ではなく、安定した新たな財政支援を創設すること。また、物価高騰の状況を踏まえた財政支援の継続及び拡充をすること。

- (4) 医療DXの更なる推進とサイバーセキュリティ対策強化のためのソフト・ハードの両面からの支援の拡充を講じること。

- (5) 今後発生する感染症等の健康危機事案に備え、次の対策を講じること。

- 1) 国として、医療人材を確保し、感染拡大時に臨時の医療施設等に派遣するなど広域的な対応が図れるよう制度を構築すること。
- 2) 都道府県からの要請等により病床等を確保した医療機関に対し十分な財政措置を講じること。
- 3) 有事の際には新型コロナ対応相当の体制を迅速に構築することが求められるため、体制構築に係る多額の費用は可能な限り国費とする旨を明確にすること。
- 4) 感染症に対応できる医師・看護師など専門人材の確保・育成の推進等、公衆衛生医師の計画的な育成の推進などにより医療機関の体制充実を図ること。
- 5) 感染防止資機材や搬送車両、搬送人員等の体制強化について、平時から備えるための十分な財政措置を講じること。

第3 社会福祉・公的扶助制度等について

10 子ども・子育て支援施策及び児童養護施設等の充実

- (1) 就学前教育・保育施設整備交付金について、施設の老朽化対策や大規模改修に対応するため、自治体の整備計画に支障が出ないように十分な財源措置を講じること。また、公立等保育施設を対象とする補助制度を創設すること。
- (2) 保育士の配置基準の改善や民間保育所、認定こども園の保育士、保育教諭、民間放課後児童クラブの放課後児童支援員の処遇改善を図り、それに見合う保育人材の確保対策を講じること。また、地域区分の変更により保育所等の公定価格が低下する自治体において、人材確保の取組に支障が出ないように、現行の水準を維持すること。
- (3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の本格実施の際は、地域の実情に応じて市町村や事業者が一般型若しくは余裕活用型を選択できることとし、保育を必要としている子どもへのサービスを優先することが妨げられるものではないことを明確にすること。また、当該事業を実施するにあたって、それに見合う保育人材の確保対策と十分な財政措置を講じること。
- (4) 認定こども園への移行に当たっての施設整備費や施設運営費について、物価高騰等を踏まえた適正な水準を考慮し、移行に伴う1号認定こどもに係る施設型給付費についても、自治体の負担増が生じないように、適切な情報提供及び財政措置を講じること。
- (5) 医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するとともに、発達障害など支援の必要な児童に対し、加配職員の配置が可能となるよう、引き続き必要な財政措置等を講じること。
- (6) 子ども・子育て支援施策の推進に当たり、新規事業・制度を創設する際は、各自治体や関係団体等の意見を踏まえ、制度を抜本的に整理・簡素化したうえで、自治体の受け皿となる社会資源の確保や、子育て世代の負担軽減のためのデジタル化の推進に対して、確実な財政措置を講じること。
- (7) 児童養護施設等の多機能化・機能転換又は小規模かつ地域分散化のため、必要な職員数を配置できるよう、措置費体系の抜本的な見直しを行うとともに、職員の確保・定着・育成のための施策を講じること。また、施設の在宅支援機能の一つとして子育て短期支援事業に積極的に取り組むとともに、措置費の暫定定員の設定に係る在籍児童について、子育て短期支援事業の利用児童数も一定数

考慮されるような仕組みの検討を要望する。

(8) 支援対象児童等見守り強化事業の補助制度を継続すること。

(9) 子ども家庭センターの設置が努力義務化されたが、地域に必要な支援メニューを開拓するため、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」をはじめ、子ども家庭支援員の配置等に必要な財源措置を講じること。

(10) 0～2歳児クラスの保育料の保護者負担軽減の実施について財政的支援を行うこと。また、第3子以降だけでなく、第2子についても保育料の無償化の実施について財政的支援を行うこと。

11 学校施設整備等への支援

(1) 公立小中学校・幼稚園・認定こども園の耐震化を含めた災害対策について、非構造部材の耐震化等の防災機能強化事業を延長し、空調設置工事等の大規模改造事業の補助率・補助単価の引上げ等、事業費を充実させるとともに、事業量に見合った予算を確保すること。また、緊急防災・減災事業債の延長等の起債制度の充実を行うこと。

(2) 学校施設の老朽化対策のための改築・長寿命化及び特別に支援を要する児童生徒に対応する施設整備等に係る費用について、十分な財源の確保及び財政支援の充実を図ること。また、高断熱化・LED照明をはじめとする脱炭素化の取組に対する支援の拡充を図ること。

(3) 「学校施設環境改善交付金については、対象事業を拡充し、補助単価と基準面積を実態に合わせて改善するとともに、補正予算を含めた財源を十分に確保し、地方自治体の負担分について財政措置を講じること。

(4) 学校施設の安全性を高め、改築や長寿命化を計画的に進めるための専門家の助言や派遣制度を創設すること。

12 学校給食費の無償化、食材高騰に対する財政措置

(1) 自治体の財政力によって格差が生じることのないよう、国として学校給食費無償化が実現できるよう恒久的な支援として必要な措置を早期に講じること。

(2) 学校給食については、物価高騰を背景に食材価格の高騰が続く中、保護者負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや分量を保ちつつ実施するために、今後とも、学校給食用の食材費高騰に対する財政措置を継続すること。

13 教職員等の配置

- (1) 深刻な教職員不足を一刻も早く回避し、子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するため、教職員定数や給与等の更なる改善、学校における働き方改革の推進、義務教育費国庫負担金による適切な財政措置など、教師を取り巻く環境の整備に向けた総合的な対策を講じること。
- (2) 少人数によるきめ細かい対応を進めるため、小学校だけでなく中学校についても早期に「35人学級」を実現するとともに、小・中学校の30人学級の実現に向けて、基礎定数の改善及び教室の確保を図ること。
- (3) 児童生徒の学力課題や、複雑化するいじめや不登校をはじめとした様々な課題への対応に加え、長時間勤務の是正を含めた教職員の働き方改革を推進するための柔軟な学級編制や教職員配置ができるよう、定数の更なる確保・充実に努めること。
- (4) 小学校専科指導加配定数のうち、英語専科指導や教科担任制推進分について、中学校・高等学校教諭免許状の所持や、一定数以上の授業時間数を受け持つことが資格要件とされており、人事配置が困難なことから、配置に係る資格要件を緩和すること。
- (5) 通級指導や日本語指導、初任者研修指導、指導方法工夫改善などの加配の一部については、平成29年度から基礎定数化が進められているが少子化の影響により定数が減少する可能性もあるため、教職員の配置について一層の措置を講じるとともに、必要な教員と教室の確保を図ること。
- (6) 通級の基礎定数について、当年度の5月1日時点の児童生徒数によることとされているが、通級指導教室への入級の多くが5月以降となっている実態を踏まえ、10月1日時点の基礎定数も算出し、5月1日時点との定数差分を、当年度の基礎定数として算入・精算できる等、入級が必要な児童生徒の実態に応じた教員配置が可能となる措置を講じること。
- (7) 個々の特性や異学年にわたる指導の複雑化等をふまえ、特別支援学級の学級編制の標準を引き下げること。
- (8) 通常学級に在籍するLD、ADHD等の児童生徒へのきめ細やかな教育支援の充実にに向けた特別支援教育支援員の適正配置や、医療的ケアを要する児童生徒等、学校生活を送るうえで支援を要する児童生徒に係る介護福祉士、看護師等の配置等について、十分な財政措置を講じること。
- (9) 不登校児童生徒への福祉との連携、心のケアなどの充実に図るため、スクー

ルソーシャルワーカー・スクールカウンセラーなどの増員や正規職員化及び教職員定数としての算定による国庫負担により支援体制の充実を図ること。

(10) 地域学校協働活動推進員を継続的に配置し、地域と連携した教育活動を充実させるため、子どものための地域連携事業費補助金の継続及び充実を図ること。

(11) 年々増加する食物アレルギーを有する児童生徒等へのきめ細かな個別指導を行うため、共同調理場の食数規模や受配校数に応じた栄養教諭の配置基準の改善を図ること。

14 学校運営へのICT環境の整備に対する財政支援

(1) 児童生徒1人1台端末について、端末整備完了後における機器の保守などのICT環境の維持・管理や端末更新時の費用はもちろん、高等学校における生徒1人1台端末についても、国の責任において、全額国庫補助とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

(2) クラウド利用を前提とする状況においては、校内・校外通信ネットワークの整備及び維持管理に係る費用並びに通信費についても、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。また、教育情報ネットワークのクラウド化と認証によるアクセス制御を前提としたシステムの導入及び維持管理にかかる費用についても、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

(3) 児童生徒1人1台端末の活用にあたっては、学習支援及びセキュリティ対策に係るソフトウェア使用料及び周辺機器購入費用、また予備及び指導者端末購入費用等については、児童生徒数の15%の上限を撤廃し、必要な台数全額を国庫補助の対象とすること。

(4) 学習者用デジタル教科書の本格導入にあたっては、現在使用している紙の教科書と同様に無償とすること。

(5) ICT支援員の1校1人配置やGIGAスクール運営支援センターの設置等、
「日常的にICTを活用できる体制」づくりの推進及び管理体制の充実に向けた継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

(6) 児童生徒1人1台端末の積極的な利活用として、学びの保障の観点からも端末の持ち帰りによる家庭学習等を進めていく中で、インターネット環境の整備等が困難な家庭への通信費等の支援策を講じること。

15 中学校部活動の地域展開に係る制度設計及び財源措置

中学校の部活動を地域展開することによる学校教育への影響と対応策、担い手となる地域人材の育成・確保、費用負担の在り方などについて、各自治体の意見を踏まえた実現可能な制度設計を示すとともに、必要な財源措置を確保すること。

16 高齢者福祉施策の充実

シルバー人材センター運営助成について、国の補助金額は地方公共団体の予算措置に影響されることなく、運営費補助単価限度額に基づき交付すること。

17 障害保健福祉施策のあり方

- (1) 障害福祉サービスにおいて、介護保険対象者の居宅介護の国庫負担基準について、障害支援区分 5・6 の単位数を引き上げ、障害支援区分 1～4 の国庫負担基準を創設するとともに、介護保険対象者の重度訪問介護の国庫負担基準について、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎に改正すること。また、介護保険対象者以外においても、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。
- (2) 自立支援医療について、障害者福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。
- (3) 障害福祉サービス等に要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう報酬額の水準確保を図ること。
- (4) 障害福祉サービス等報酬にかかる地域区分について、経済・生活環境が一体的であるにもかかわらず当該区分が不均衡となり、行政間の報酬格差が生じている地域があることから、近接・近隣市における格差が発生しないよう、級地の見直しを行うこと。なお、地域手当の見直しに伴う地域区分の変更により、障害福祉サービスの報酬等が低下する自治体がある場合は、人材確保や事業所運営に支障が出ないように、必要な財政措置を講ずること。
- (5) 市町村長が行っている計画相談支援事業所（特定相談支援事業者）の指定については、都道府県知事・指定都市等の市長が行うこと。
- (6) 市町村が恒久的に安定して障害保健福祉施策を展開できるよう、地域生活支援事業の実施に係る補助率を上限に固定するなどの十分な財政措置を講じること。とりわけ、移動支援事業については、個別給付（介護給付）サービスとして位置付けること。

- (7) 障害者自立支援法施行以来、頻繁に行われる制度改正に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。
- (8) 精神障害者相談員制度を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定して創設すること。
- (9) 知的障害者の定義及び療育手帳の交付等について、「知的障害者福祉法」に規定し、全国共通の制度とすること。
- (10) 現在、課税事業とされている障害者相談支援事業について、社会福祉事業に位置付けられると考えられることから、国税庁と調整のうえ、非課税事業とすること。

18 障害保健福祉施策の充実

- (1) 障害福祉サービス事業所の施設設置及びバリアフリー化を促進するため、社会福祉施設整備費補助の増額を図ること。
- (2) 計画相談支援については、その内容に見合った十分な報酬額を確保するとともに、人員基準緩和による事業所設置の促進、人材養成研修の機会の確保など必要な措置を講じること。
- (3) 重度障害者を支援する生活介護事業所及びグループホームについて、現行の基本報酬及び加算では支援に係る労力や費用をカバーできていないため十分な財政措置を講じること。
- (4) 補聴器の交付基準・修理基準について、聴覚障害者の実情にあった基準とすること。
- (5) 身体障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用及び人工内耳の買い替えについて、全国一律の公的補助制度の創設又は補装具費の支給制度において対応すること。
- (6) 身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、障害者の社会参加と負担軽減になるよう、有料道路事業者へ手続きの簡素化について指導を行うこと。更に、電子申請等の実施を十分に周知することにより、自治体の負担軽減に努めること。
- (7) 割引有効期限を障害者手帳の有効期限（有効判定日）とする等の一方的な見直しについて、直ちに是正するよう、有料道路事業者に対して指導を行うこと。
- (8) 精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者と同様に、鉄道・バス運賃等、旅客船運賃、タクシー運賃、有料道路料金

等の割引制度の適用を図ること。

(9) NHK受信料減免制度について、障害者及び自治体の負担が軽減されるよう、NHKと協議を行い、電子申請など手続きの改善を図ること。

(10) 日常生活自立支援事業の充実・強化を行うこと。

(11) 重度障害者等通勤対策助成制度について、事業者だけでなく障害者個人にも対応可能な制度とすること。

(12) 令和3年4月に創設された、重度障がい者等就労支援特別事業については、市町村が安定して制度運営が継続できるよう地域生活支援事業ではなく、介護給付に位置づけること。

(13) 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設を、都道府県が設置するよう措置を講じること。

(14) 食事提供体制加算について、恒久的な措置とすること。

(15) 身体障害者手帳の取得に係る聴覚障害の等級基準について、聴力レベルの引き下げを行うこと。

(16) 就労継続支援等における就労移行支援体制加算において、上限を設ける等算定要件について見直すこと。

19 生活困窮者への支援等

(1) 生活保護基準において、冷房器具の支給要件を緩和するとともに夏季加算額を新設すること。

(2) 生活保護制度について、山間へき地等の地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車保有の容認要件を緩和すること。

(3) 生活保護受給者について、高齢化等により成年後見制度を利用する場合に、後見人への報酬に対する扶助を新設すること。

(4) 生活困窮者自立支援法に係る事業の実施について、十分な財政措置を講じること。

(5) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(生活保護適正実施推進事業)について、国の責任において全額国庫負担とすること。

(6) 高等教育の修学支援の着実な実施及び拡充を図ること。

(7) 生活福祉資金貸付制度の充実、強化を図ること。

(8) 貧困状態にある子どもへの教育機会を保障するため、篤志家の寄附・贈与による教育資金贈与信託・公益信託を容易化する制度を創設するとともに、贈与税

非課税特例の適用を講じること。

20 自殺防止対策及びその支援の強化

- (1) 自殺防止は、「誰も取り残さない」を中心に据えるSDGs推進の上でも非常に深く根底に関わるテーマである。国民のいのちを自殺から守るための国の強い姿勢、自殺を防ぐ緊急事態的な宣言を、「生きることの包括的支援」など総合的な施策とともに、しっかりと打ち出すこと。
- (2) 自殺対策の現場を担う市町村への支援を抜本的に強化するため、都道府県において、地域自殺対策推進センターと自殺対策担当（知事部局）、精神保健福祉センターと保健所による連携の枠組み（地域自殺対策プラットフォーム）を強化すること。国は、都道府県に対してそれらに必要な財政措置を行うこと。
- (3) 地方自治体の自殺予防対策を支援するための「地域自殺対策強化交付金」を大幅に増額し、その補助率を広く10分の10とすること。とりわけ、相談事業（オンラインによるワンストップ総合相談会や民間企業と連携したSNS相談事業等）、地域の様々な関係機関のつなぎ役等を担う専門職の配置については、現下において必須・必置の事業であり、全額補助を欠かさないこと。
- (4) 地域ごとの最新の自殺関連動向を踏まえた対策を自治体が機動的に推進できるよう、国において各地域の自殺実態を、既存のデータや相談機関に寄せられた声などを収集・活用したうえで全国的な知見を背景に分析し、その結果を速やかに自治体に提供すること。
- (5) 自殺リスク要因でもある失業や住居喪失などの生活困窮に対する各方面からの総合的な支援は、命を守るための重要な施策であるため、抜本的な充実を図ること。女性、高齢者、障がい者、LGBTQ等の社会的に弱い立場に置かれがちな人への生活支援、心のケア等を強化すること。
- (6) 児童生徒の命を守るため、こども家庭庁において、こどもの自殺に関する多角的な実態分析・対応の推進、こども・若者の自殺危機対応チーム事業の推進・拡充など、こどもの自殺対策緊急強化プランの内容も踏まえつつ「生命の尊さ」に関する諸啓発・相談機能の充実を含んだこどもの総合的な自殺対策の徹底、更なる強化、推進を図ること。
- (7) 今後、新興感染症が発生した場合等に、医療機関職員、保健・福祉関係職員などが、過重労働や不当な差別的言動等により自殺に追い込まれることがないよう、エッセンシャルワーカー等の増員を図るとともに、総合的に支援する対策を

万全に行うこと。

- (8) 芸能人の自殺は社会に与える影響も非常に大きく、芸能人の自殺対策やマスコミ報道等の在り方について実効ある対策を推進すること。
- (9) 自殺対策の最前線である自治体の相談窓口における総合的な対応力向上のため、自治体相互あるいは民間の支援団体等と日常的に繋がっているネットワーク化を、国において体系的に整備・推進すること。

第4 都市基盤の整備促進等について

21 広域幹線道路網及び都市基盤の整備促進

- (1) 広域幹線道路等の道路整備を着実に実現するため、当初予算を含めて通常の予算とは別に、必要となる予算を継続的に確保すること。また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも必要な道路整備・管理が長期安定的に進められるとともに、維持修繕費の伸びにかかわらず新設改良予算を確実に確保できるよう、新たな道路財源を創設すること。
- (2) 暫定2車線供用区間の4車線化を促進するとともに、ミッシングリンクとなっている山陰近畿自動車道の令和10年代の全線開通に向けて、早期全線事業化と整備の加速化を図り、京都府全域における高速道路網の早急な整備促進を図ること。
- (3) 中心市街地等にふさわしい賑わいを創出するとともに、事前防災型のまちづくりを推進するため、連続立体交差事業に対する支援を国の重点政策として推進し、予算枠を確保すること。
- (4) 費用便益に関して、連続立体交差事業等の新規事業化を行う上で、まちづくり全体に寄与する便益等、評価手法の確立や評価値の精度向上に向けた検討が必要な便益であっても、従来の評価項目と同様に社会資本整備の多様な効果として総合的に取り扱えるよう検討を行うこと。あわせて、最新の社会経済情勢等を踏まえた社会的割引率の見直し検討を推進すること。
- (5) 連続立体交差化には、多額の経費を要し、自治体にとって大きな負担となっていることを踏まえ、自治体と鉄道事業者の費用負担割合について見直すこと。
- (6) 国直轄による道路等の公共事業の円滑化として、地元自治体を実施する地籍調査事業への支援のため、必要な予算を確保すること。

- (7) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進に当たっては、未整備クラスターの整備促進に向け、積極的な取組み及び支援を行うこと。
- (8) 淀川三川合流域を広域観光とやすらぎの拠点となる河川公園として、引続き整備促進を図るとともに、大阪・関西万博開催後を見据え、大阪から伏見、宇治市までの安定的な航路の確保や、伏見から宇治間の水上アクティビティの安全な実施を進めるため、「かわまちづくり計画」に沿った沿川各拠点の舟運コンテンツの充実や船着場の整備、船着場周辺の賑わいづくりへの財政面の支援を行うこと。
- (9) 高速道路沿線未利用地の積極的な活用を図って、交通利便性等を活かした国家的プロジェクトの導入に向けた取組みや自治体の行う整備事業について支援を行うこと。
- (10) 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に万全に対応するとともに、地方創生推進、その対策に欠かせない各種インフラ整備など国土強靱化の最前線を担う、地方整備局の人員体制の抜本的な確保、充実、強化を図ること。

22 通学路をはじめとする生活道路等の整備

- (1) 道路施設等の老朽化対策及び通学路をはじめとする生活道路等の交通安全対策として、個別補助制度の継続・拡充を図るとともに、市道舗装修繕（舗装構成一層）に対しても財政支援を行うこと。

加えて、道路橋等点検義務化に伴う地方負担の財政措置の拡充、及び点検の簡略化など負担軽減措置を講ずること。

- (2) 通学路及び生活道路の交通安全対策に対する更なる支援を促進すること。

23 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進及び地方負担軽減のための支援

北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備にあたっては、慎重な調査と十分な地元説明を行うとともに、沿線自治体に過度な負担が生じないように、コスト縮減や貸付料の見直し、財政支援の拡充など、地方負担を可能な限り軽減するための支援を行うこと。

24 公共交通の維持・利便性の向上

- (1) 深刻な担い手不足にある公共交通事業者に対し、処遇改善や労働環境改善、事業の魅力発信など、運転士や整備士等の確保・定着に向けた包括的な支援体制

を確立するとともに、補助金制度の拡充・財政支援を図ること。

- (2) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金については、自治体の負担が増えないような要件緩和や、地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金の新規要件の撤廃及び補助上限額の引上げ、車両減価償却費国庫補助金の適切な予算配分など、より地域の実情に応じた補助制度の拡充や要件緩和を実施すること。
- (3) 燃料・電力費をはじめとした物価高、運行や整備等に係る人件費の高騰など厳しい状況にある地域公共交通の持続可能な運営に向けて必要な支援を継続して行うとともに、公共交通事業者に対し、地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度を拡充する等、財政支援を図ること。
- (4) 交通が著しく不便な地域における移動手段を確保するため、また、単独で公共交通機関を利用することが困難な者等の移動手段を確保するため、自家用有償旅客運送を実施する団体に対して財政支援を図ること。
- (5) 令和6年3月に敦賀まで延伸し、京田辺市（松井山手）附近に新駅が設置される北陸新幹線との連携による広域的な利便性向上のため、J R 片町線の早期複線化・高速化をはじめとするアクセス路線等の都市基盤整備に対して支援を行うこと。
- (6) 京都府北部の経済及び地域の活性化のため、減便等による影響がないよう鉄道の便数、利便性を維持するための働きかけを行うとともに、J R 山陰本線の綾部・園部間の高速化・複線化について、取組を支援すること。
- (7) 沿線都市のアクセス手段の多様化と発展や、京都と奈良の世界遺産を結ぶ路線である J R 奈良線の早期の全線複線化について、支援を行うこと。

25 下水道の整備促進等に対する財政支援

- (1) 国土強靱化に向け、下水道の地震対策等を早急に推進するため、必要な財源の確保及び交付対象事業を拡充すること。
- (2) 淀川水系・大阪湾の水質保全に配慮した財政措置を行うこと。
- (3) 下水道の未普及地域における普及促進のために必要な事業費を確保すること。
- (4) 国の財政支援制度を拡充すること。
- (5) 汚水事業に係る改築更新等の国庫補助を引き下げる旨の議論がなされているが、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するため、引き続き下水道事業における現行の国庫補助制度を継続すること。
- (6) ウォーター P P P の導入にあたって要件に柔軟性を持たせ積極的な支援を行

うこと。

26 浄化槽整備に係る助成率の嵩上げ及び合併処理浄化槽更新に係る助成制度の復活

- (1) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備推進事業に対する財政措置の拡充を図ること。
- (2) 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を維持するため、経年劣化した合併処理浄化槽の更新についての助成制度の復活を行うこと。

27 水道施設の更新・再構築、耐震化等に対する財政支援

安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽化した水道施設の更新・再構築、耐震化等が促進されるよう、財政措置の拡充を図ること。

第5 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

28 自然災害への対策等

- (1) 重大な被害をもたらす台風・地震等の被害について災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用については、同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。
- (2) 被災者生活再建支援法の適用範囲については、「損害割合が30%未満の半壊・準半壊・一部損壊」「床上浸水」などの世帯についてもその対象とすること。
- (3) 被災者生活再建支援法に基づく支給額を、近年の住宅価格の高騰や令和6年1月の能登半島地震で実施した交付金の創設を踏まえた支給額となるよう増額すること。
- (4) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の後も切れ目なく事業を進めるために必要な事業規模と期間を盛り込んだ国土強靱化実施中期計画を早期に策定すること。
- (5) 河川の溢水・氾濫防止及び内水対策に対して、堤防強化、樋門整備、河道掘削などの、早期対応・支援を行うこと。また、上流ダム群の連携した運用などにより下流域の洪水調整を図ること。
- (6) 局地的豪雨に対する総合治水対策を早急に進めるにあたり、国庫補助制度の採択要件の緩和・拡充等の財源確保や、雨水の「貯留や浸透等による流出抑制等」

設置拡充に向けて、民間事業者が行う場合の税制上の優遇措置の適用対象の要件緩和を行うこと。

また、令和7年度までの緊急自然災害防止対策事業債について、期間の延長を行うこと。

(7) 上流域からの流木や土砂の流出を防止する堰堤築造などの砂防事業・治山事業推進のため、国庫補助事業枠の拡大や採択要件の緩和を行うこと。

(8) 土砂災害警戒区域指定の手続きの簡素化や調査・事務作業にあたる自治体への支援の拡充及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域内の居宅を建て替える際の移転に関する支援制度を拡充すること。

(9) 特別警戒区域外にある農地を転用する場合には、農地法の転用許可の緩和を図ること。

(10) 地域防災計画の見直し、ハザードマップの整備、防災拠点施設の整備、防災行政無線等の防災対策整備について十分な財政措置を講じること。

また、令和7年度までの時限措置とされている緊急防災・減債事業債を令和8年度以降も継続し、必要に応じて対象事業の更なる拡充を含めた確実な財源措置を行うこと。

(11) 近年、災害が頻発、激甚化する状況において、自治体の置かれている状況を踏まえ、災害復旧事業の国庫負担金に係る予算の標準的な復旧進度について柔軟な対応を行うこと。併せて、国庫負担を除く地方負担分に対する財政措置を拡充すること。

(12) 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により実施される防災工事等について、自治体の負担を軽減するため、国による十分な財政支援及び国庫補助事業の採択要件の拡充を行うこと。

また、特別措置法は、令和12年度までの時限立法となっており、市町村においても防災工事等の対応を進めているが、人材及び財源等の不足により、期間内での対応が困難な状況となっていることから、特別措置法の延長を行うこと。

(13) 災害の発生が予測される段階における広域避難や避難のための居住者等の運送は、事前に他の地方公共団体等と締結した協定等に基づき実施することとなったが、市町村独自で協定の相手方を見つけることは困難な場合もあることから、円滑かつ迅速な広域避難を実施するためにも、総合調整を図ること。

(14) 近年、災害が頻発、激甚化する状況において、先般、内閣府（防災）により各種指針等が変更となり、市町村が備蓄すべき備蓄物資及び備品の数量及び種類

が従前より大幅に増加したことや財政状況等、市町村が置かれている状況を踏まえ、備蓄物資及び備品の拡充、防災倉庫の整備に対して市町村を対象とした補助金等の財政措置を講じること。

(15)避難所におけるバリアフリー化、トイレの洋式化、空調設備やD X化等の環境整備について十分な財政措置を講じること。

29 日本海側の防災拠点港としての港湾整備

(1) 南海トラフ地震など、太平洋側を中心とした大規模災害が発生した場合におけるリダンダンシー機能を充実させるため、日本海側に防災拠点港を整備すること。

(2) 京都舞鶴港を北部地域のエネルギー基地として整備すること。

30 原子力防災対策

(1) 住民避難対策について、デジタル技術を活用したシステムの構築、避難に必要なバス等の各種交通手段の確保、避難に必要な主要道路の拡充、避難誘導、渋滞解消対策など、国が主体となり責任をもって対応すること。

また、避難に活用できるバスを全国から確保するとともに、運転要員についても広域的な動員体制を構築すること。

更に、避難行動要支援者の避難用福祉車両の確保・整備や要員の確保について、財政措置も含め、特段の支援を講じること。

(2) U P Zにおいて、住民への情報伝達手段（防災行政無線、コミュニティーFM、衛星携帯電話、広報車両など）、原子力防護資機材（防護服など）、感染症の拡大防止資機材（マスクや消毒液など）など、自治体の行う原子力防災対策に最大の財政支援を講じること。特に原子力防護資機材については、必要数確保に未だ至っていないことから、早急に適切な財源対策を講じること。

広域避難の受入自治体に対しても、避難住民の受入に対し即応的な体制が図れるようTV会議システムの導入等通信設備網の整備、避難所運営物資の備蓄拡充に係る財源対策を講じること。

また、モニタリングカーの追加配備、モニタリング結果の共有方法の確立など緊急時における環境放射線モニタリング体制の拡充を講じるとともに、U P Z圏外における緊急時モニタリングなどを行う国の体制を早急に整備すること。

(3) 自治体と電力事業者との原子力安全協定について、U P Z圏内の周辺自治体

の事前了解を必要とする協定が締結されるよう、電力事業者に働きかけること。

- (4) 原子力発電所の立地自治体だけでなく、UPZを含む周辺自治体においても今後の放射線防護対策、防災対策については、多大な経費が予定されることから、適切な財源対策を講じること。

また、現在、原子力防災対策として府県に交付されている交付金について、より市町村の実態に即した交付金とするべく、UPZ圏内市町村を対象とした直接交付制度とすること。

- (5) 日本海側の原子力発電所に大きな影響を与える地震・津波に関する被害想定調査を国において早急に実施し、自治体の行う津波災害対策に財政支援を講じること。
- (6) UPZ圏外であっても、地域防災計画を策定している市町については、UPZ圏内に準じた措置を講じること。
- (7) UPZ圏外であっても安定ヨウ素剤の配布方法及び体制、服用事故や副作用等の責任の明確化について検討を行うとともに、服用の必要性や副作用について国民に周知すること。また、医療従事者、特に医師不足が深刻である地域における安定ヨウ素剤の迅速かつ的確な配布体制を確立すること。
- (8) 複合災害など不測の事態に備え、陸・海・空路など、具体的な避難手段の確保や災害時の道路啓開などの支援を講じること。

また、早急に脆弱な避難道路の改良、拡幅、バイパス化、延長などのインフラ整備の促進を図るとともに、自治体が行うインフラ整備に対し、更なる財政支援を行うこと。

- (9) 建て替えを含む新たな原子力発電所等の開発・建設に際して、同意を求める自治体の範囲や関与のあり方など、包括的な法的枠組みを整備すること。PAZ区域を有し、住民避難訓練など立地自治体と同様の対策を講じている自治体に、法令上の「同意権」を付与すること。

31 太陽光発電施設の設置に係る法整備などの再生可能エネルギーの適切な普及促進

- (1) 太陽光発電施設の設置については、自然環境、景観、生活環境、防災の観点から法整備等の措置を行うこと。
- (2) 太陽光発電施設の安全性を確保するため設置基準や施工管理に関する開発基準等を整備すること。
- (3) 太陽光発電事業終了後の設備の放置・不法投棄を防止するため、FIT法計

画認定以外の発電事業者を含め、太陽光パネル等の撤去及び処分が適切に行われる仕組みを作ること。

- (4) リユース太陽光パネルを用いた発電設備の導入について、国の補助金・交付金・事業債等の対象要件とすること。
- (5) 電力系統にFIT制度未使用の余剰電力を受け入れるシステムの構築を推進すること。あわせて、さらなる蓄電池設置を促進する施策を講じること。
- (6) バイオマス利活用施設への交付税措置のある新たな地方債を創設すること。
- (7) バイオガス発電について、収集から処理に係る費用の交付税措置などランニングコストへの支援を行うこと。

第6 生活環境の整備促進、地域経済の振興などについて

32 地球温暖化防止並びに環境保全対策

- (1) 「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向け、とりわけ重要となる電力の安定供給確保を含めた再生可能エネルギーの主力電源化と建築物の省エネルギー性能の向上を加速させるための具体的な地域支援対策を早急に講じること。
- (2) 脱炭素先行地域だけでなく、自治体に取り組む多様な再エネ、省エネ事業に対して柔軟に財政支援を行うこと。
- (3) 改正地球温暖化対策推進法の推進に当たっては、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む自治体が、事業を円滑に進めることができるよう環境に関わる全ての数値情報等を簡単に入手可能にするとともに、人的支援及び財政支援を確実に実施すること。
- (4) 地球温暖化防止対策を促進するため自治体が行う他国友好都市などとの連携や技術支援活動に対する支援も行うこと。
- (5) バイオディーゼル燃料の利用を推進するため、軽油混合時の軽油引取税の免税を行うとともに、原料となる廃食用油等の回収に取り組む自治体や事業者に対する支援を行うこと。
- (6) PFOA及びPFOSについて、健康や農産物等への影響を明らかにするとともに、発生源特定調査、汚染除去等の具体的な方法、実効ある対策を講じるための責任のあり方や風評被害が起こらないための公表の方法等を含めた総合的

な対策を検討すること。それらの対策等に係る費用について財政措置を講じること。

33 消費者行政に対する恒久的な財政支援

- (1) 市民が安心して消費生活相談ができるよう、専門相談員等の任用など、自治体の消費者行政活動に対する恒久的な財政措置を講じること。
- (2) 消費生活相談員が安心してデジタル関係のトラブル相談に対応できるよう、デジタル関係相談のスーパーバイザーを設置すること。また、デジタル化に伴う消費生活相談専用の通信機器などの財政措置を講じること。
- (3) 消費生活メール（LINE 等の通信アプリを含む）相談対応については、国あるいは国民生活センターにおいて一元化して実施すること。
- (4) 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）が令和 8 年度に新システムに移行するにあたり、各市町村の負担が増えないよう、財政措置を講じるとともに、円滑な移行に向けたサポートを実施すること。

34 在留・在住する外国人に対する支援策の充実

- (1) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や外国人との共生社会の実現に向けたロードマップに盛り込まれた各種施策等については、国主体による着実な実施を進めるとともに、地域の実情や課題等に応じた適切なフォローアップを行うこと。
- (2) 各地方自治体が実施する、日本語教室開催や各種相談、行政情報の多言語化など、多文化共生を推進する取組に対し、補助金や財政措置の拡充など、更なる支援を講じること。

35 廃棄物処理対策

- (1) リチウムイオン電池を含む電子機器を廃棄する際に、メーカーや販売事業者
に引取義務やメーカーへのリチウムイオン電池を容易に分離できる設計の義務
付けを課す等の当該廃棄物を安全かつ適正に処理する制度等を法制化すること。
- (2) 安全で安定した廃棄物処理を行うため、一般廃棄物処理施設の整備について、
必要な財政措置を講じるとともに、脱炭素に資する新技術導入等に対する財政
支援を行うこと。
- (3) 過疎地域特有の立地、地域の特性に加え、昨今の諸物価高騰により一般廃棄

物処理施設の整備費用が1.5倍から2倍前後と著しく高騰している状況等を踏まえ、安定的かつ確実に施設の整備、更新及び改修等を推進できるよう、補助要件の緩和や補助率の引き上げ等の抜本的な財政支援を図るとともに、過疎対策事業債の特別分創設など優先的かつ柔軟な拡充配分がなされるよう、必要な財政措置を講じること。

- (4) 海岸漂着ごみ（台風等災害等を含む。）の処理施設整備について、回収・処理のための助成措置以外の、施設内への埋立処理に伴う処理施設の追加的整備分については、助成措置が一切なく、発生原因が当該自治体に存しないのに負担だけ負うのは全く理不尽であり、相応の整備負担への支援を行うこと。また、国外からの漂着物については、その根絶に向け実効性のある対策を取るよう、関係国に対し強く要請すること。
- (5) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、拡大生産者責任を明確にして発生抑制・再利用を優先させる仕組みが推進されるよう、法制化を含めて、デポジット制度を導入すること。
- (6) 飲料用容器等の規格化を進めるなど、製造・販売業者によるリターナブル容器の生産、流通、回収等を促進するシステムを構築すること。
- (7) デポジット制度やリターナブル容器の流通を実効ある仕組みとするため、市区町村が負担している収集運搬及び圧縮・梱包等の中間処理に関わる経費について、生産・流通業者に一定の負担を課す仕組みを構築すること。
- (8) 家電リサイクルの費用徴収について、廃家電の不法投棄防止及びリサイクルの一層の促進を図る為、販売時費用回収方式（前払い式）または、製品価格上乗せ（内部化）を実施すること。
- (9) 不法投棄された廃家電製品の撤去には特別な処理を要することから、自治体の処理費用に対する助成を行うこと。
- (10) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、地方自治体はプラスチック資源の分別収集及び再商品化に必要な措置を講じるよう努めなければならないとされている。新たに発生するプラスチック資源の収集や運搬、再商品化に係る経費について、事業者にさらなる負担を義務づけるとともに、市町村の負担とならないよう、十分かつ確実な財政措置を講じること。

36 鳥獣対策等に対する財政支援

- (1) 鳥獣被害防止総合対策交付金について、十分な財政措置を講じること。特に、

狩猟者が減少する中、効率的・効果的に捕獲を進めるため、ICTによる捕獲のスマート化が必要であり、関連機器の利用促進及び通信費等、維持管理に係る財政支援を図ること。

- (2) 増加している生活環境の被害対策のため、農地以外に活用できるようにするなど、既存の補助事業の拡充等による財政支援を行うこと。

37 原油価格・物価高騰からの経済の回復と新たな社会経済システムの構築

- (1) 国際情勢の変化に伴う原油価格・物価高騰対策に要する経費について、国庫補助負担金の算定基礎において時期を逃さずに適切に物価上昇分を反映するとともに、地方創生臨時交付金などにおいて、引き続き積極的に措置すること。
- (2) 物価の高騰等、企業のコストの上昇が続く中、適切な価格転嫁が行えるよう、監視を行う公正取引委員会等の機能強化と合わせて、消費者、企業、全てが適正な価格転嫁を受容する環境づくりを推進すること。
- (3) 原油価格・物価高騰等の世界情勢の不安定化により、事業者によっては危機的状況が継続していることから、引き続き、一層の事業者支援施策を講じること。

融資返済の据置期間満了後の倒産を防ぐため、無利子・無担保融資をはじめ、新型コロナウイルス感染症を契機に創設された融資制度等に関する借換保証制度について、取扱いを再開し、当面の間は継続するとともに、同制度の利用要件を満たさない事業者についても、返済期間の延長等の条件変更について、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応がとられるよう徹底すること。また、既往債務の条件変更に伴う信用保証料に対する補助を実施すること。

- (4) 原油価格・物価高騰からの経済及び社会活動の復興のため、国家財政を巡るその出動の在り方、将来に向けた財政政策の機能・運営や財政管理の在り方の評価とともに、成長と分配を安定的に可能にしていくマクロ政策的な目標の在り方等についても総合的に検討と必要な見直しを加え、「財政赤字累積への社会的不安の解消」と「財政機能を十全・持続的に活用した、成長軌道の回復、本格的な成長と分配の実現」との両立を実現すること。
- (5) 全国的に長期的な人口減少、出生数・出生率の低下が進む中、コロナ禍の多大な影響が3年以上継続し、この間、このための社会経済対策などが優先されてきた。さらにエネルギー・材料等高騰による影響も加わり、地方の活力低下が懸念されている。これらを打破し、地方創生を本格的に実施するにあたり、この間の多大な影響を少しでも緩和・解消するため、過疎対策事業債の抜本的拡充を行

うともに、全国大半の合併自治体にとって近く終了を迎える合併特例債後のこれに準じた継続的な財源確保策の創設等を図ること。

- (6) 現在の「都市集中型社会」から「地方分散型社会」への転換を図り、国として感染症に対応できる未来型の持続可能な経済システムを構築するため、国内で代替生産を行う企業等への支援制度の創設や、感染症リスクの低い地方都市をターゲットに、国内自給率を高めるための農業振興及び生産現場の国内回帰の推進や、企業の新たな拠点等の進出を推進すること。
- (7) 国内造船企業が持続的に維持・発展していけるよう、各企業が行う設備投資や新たな事業展開への支援、海運企業の国内調達比率増加の推進、官公庁船の新たな発注方式の導入など、必要な施策に取り組むこと。
- (8) 観光振興に関して、観光事業者の保護や人材確保及び育成のための施策を講じるとともに、歴史的資源を活用したまちづくりにおいて重要な景観要素でもある古民家や町屋について、地震災害に備え保全を図るため、耐震診断・改修に関する支援を実施すること。
- (9) 外航クルーズが再開し、国際フェリーの再開を目指す中において、港からの外国人観光客受入環境強化のために旅客ターミナルの機能向上を促進すること。
また、国内外プロモーション、船社招聘事業及び乗船客へのPR等、みなとを活用した交流人口の回復、増大に向けた取組への支援を実施すること。
- (10) 水田の有効活用による自給率向上を図るため、米の需給バランスと価格の安定を図る積極的な施策を講じること。
- (11) 肥料・飼料・燃料をはじめとする生産資材等の価格高騰に対し、農機具等の燃料や畜産の飼料については、財政支援などの対策を継続的に講じるとともに、国のセーフティネット制度による支援のない肥料や資材については支援制度を新設すること。
- (12) 需要と供給により相場が形成される農畜水産物は生産コストが販売価格に反映されにくいいため、生産資材などコスト上昇分を販売価格に転嫁できる仕組みの構築を図ること。
- (13) 中小企業に取り組む耐震化への支援について、中小企業強靱化法（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律）に定める中小企業等への補助金支援について、工場棟等の耐震化費用を補助対象にすること。
- (14) 物価高騰対策等の実施にあたっては、各自治体の創意工夫に任せるだけでな

く、国の責任において、画一的な支援を行うこと。また、事業の実施における自治体の実情を把握した上で、迅速かつ後戻りのない情報提供をすること。特に給付事業においては、必要な事務経費についても一般財源が生じないよう適切に補助の積算対象とし、各自治体の財政負担とならないこと。

(15) 今後とも防災減災対策など安全・安心な地方生活の維持・向上を図るとともに、地方創生を実現していくためには、国の積極的・機動的で計画的な財政出動と持続的な財政運営のための信頼される財政規律の確保の両立が重要である。

このため、プライマリーバランス重視の現行の国の財政規律の在り方を巡り、財政健全性の徹底的かつ総合的な検証を図り、現行規範の導入以来の経過評価等、諸実態を踏まえ、次世代規範へのアップデートに向けた検討を進めること。

(16) 物価高騰が国民の生活に大きく影響する中、中小企業で働く労働者の賃金引上げ及び待遇改善に繋がる生産性向上等に関する支援措置を講じること。